

農家民宿開業の手引

～ 農家民宿を始めたい皆様へ ～

平成28年9月

新潟県

【目次】

1 農家民宿とは	P1
2 提供(又はあっせん)する農林漁業体験とは	P2
3 開業手続の流れ(全体)	P3
4 開業手続の流れ(個別)	P4
5 必要手続チェック表	P9
6 その他	
(1) 登録制度	P10
(2) 保険制度	P10
(3) 用語説明	P11
7 相談窓口一覧	P12
8 農家民宿に適用される規制緩和一覧	P13
■ 農家民宿チェックシート	P14
■ 農林漁業体験民宿開業に係る申立書	P15

発行：新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟市中央区新光町4-1

TEL 025-280-5293 FAX 025-280-5336

E-mail ngt060020@pref.niigata.lg.jp

【はじめに】

農林漁村の就業・所得機会の創出や地域の活性化のため、県内各地で「自然」「食」など地域資源を活かしたグリーン・ツーリズムが展開され、人と物との交流が拡大しています。

本書は、その交流基盤の一つとなる「農家民宿」の開業までの手続き、規制緩和の内容などをご紹介します。「農家民宿」の開業を目指す皆様からご活用いただき、都市との交流が更に促進され、農山漁村地域の活性化につながりますことを期待いたします。

※グリーン・ツーリズムとは「緑豊かな農山漁村において、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」のこと

【1 農家民宿とは】

農林漁業体験や自然体験など、農山漁村ならではの体験を提供する宿泊施設を「**農林漁業体験民宿**」と呼称します。このうち、農林漁業者が経営する農林漁業体験民宿を、一般的には「**農家民宿**」と呼んでいます。

なお、この手引では、以降「**農家民宿**」と総称します。

農家民宿を開業するには、旅館業法の営業許可を受ける必要があります。

旅館業法では、客室延床面積（注1）が33㎡以上ないと許可を受けることができませんでしたが、平成15年の規制緩和により、農林漁業者が経営する農家民宿に限って、客室延床面積が33㎡未満であっても営業が許可されるようになりました。

さらに、平成28年には、農林漁業者以外であっても「**農林漁業体験の提供（又はあっせん）**」という要件を満たせば、規制緩和を利用することが可能となりました。

このことにより、申請者の居宅を利用して、空き部屋1つから農家民宿を始めることが可能になりました。

【規制緩和を利用した農家民宿の開業区分】

区 分	申 請 者			
	農林漁業者 (個人又は1戸1法人)		農林漁業者以外 (個人のみ)	
農林漁業体験の提供	あり	なし	あり	なし
客室延床面積 33㎡未満	規制緩和を受けて 開業できる	(※1) 開業できない	規制緩和を受けて 開業できる	(※1) 開業できない
客室延床面積 33㎡～50㎡	(※2) 一部の規制緩和を 受けて開業できる	(※1) 開業できない	(※2) 一部の規制緩和を 受けて開業できる	(※1) 開業できない
客室延有効面積 50㎡超 (注2)	規制緩和を受けず 開業できる	(※1) 開業できない	規制緩和を受けず 開業できる	(※1) 開業できない

(※1) 農家民宿ではなく、旅館法上の「簡易宿所」であれば、開業できます。要件等については、保健所へご相談ください。

(※2) 建築基準法上の規制緩和が適用されません。(7、9ページ参照)

【2 提供（又はあっせん）する農林漁業体験とは】

農山漁村滞在余暇活動のための基盤整備に関する法律（通称：農村余暇法）第2条で定められています。

その地域ならではの農林漁業体験を提供してください。

また、農林漁業体験は、必ずしも自分で提供する必要はなく、近隣の農林漁業者や農林漁業体験施設と連携し、体験をあっせんしても差し支えありません。

農業体験	林業体験	漁業体験
農作業の体験	林業や林産物生産の体験	漁業や水産動植物の養殖の体験
農産物の加工・調理体験	林産物の加工・調理体験	水産物の加工・調理体験
地域の農業、農村生活や文化体験	地域の林業、山村生活や文化体験	地域の漁業、漁村生活や文化体験
田畑や農業資源の案内	森林の案内	漁場の案内

【農林漁業体験の事前確認】

農家民宿を開業する場合、一般的な民宿等を開業する場合に比べ、様々な規制緩和が適用される可能性があります。そのため、営業許可の前提として、“適切な農林漁業体験を提供（あっせん）できるか”の確認が必要となります。

- 自分で提供するか、あっせんするか
- 具体的な農林漁業体験の内容、提供できる時期
- あっせん先の詳細

上記を整理し、保健所に提出する「農林漁業体験民宿開業に係る申立書」（15ページ）を作成します。

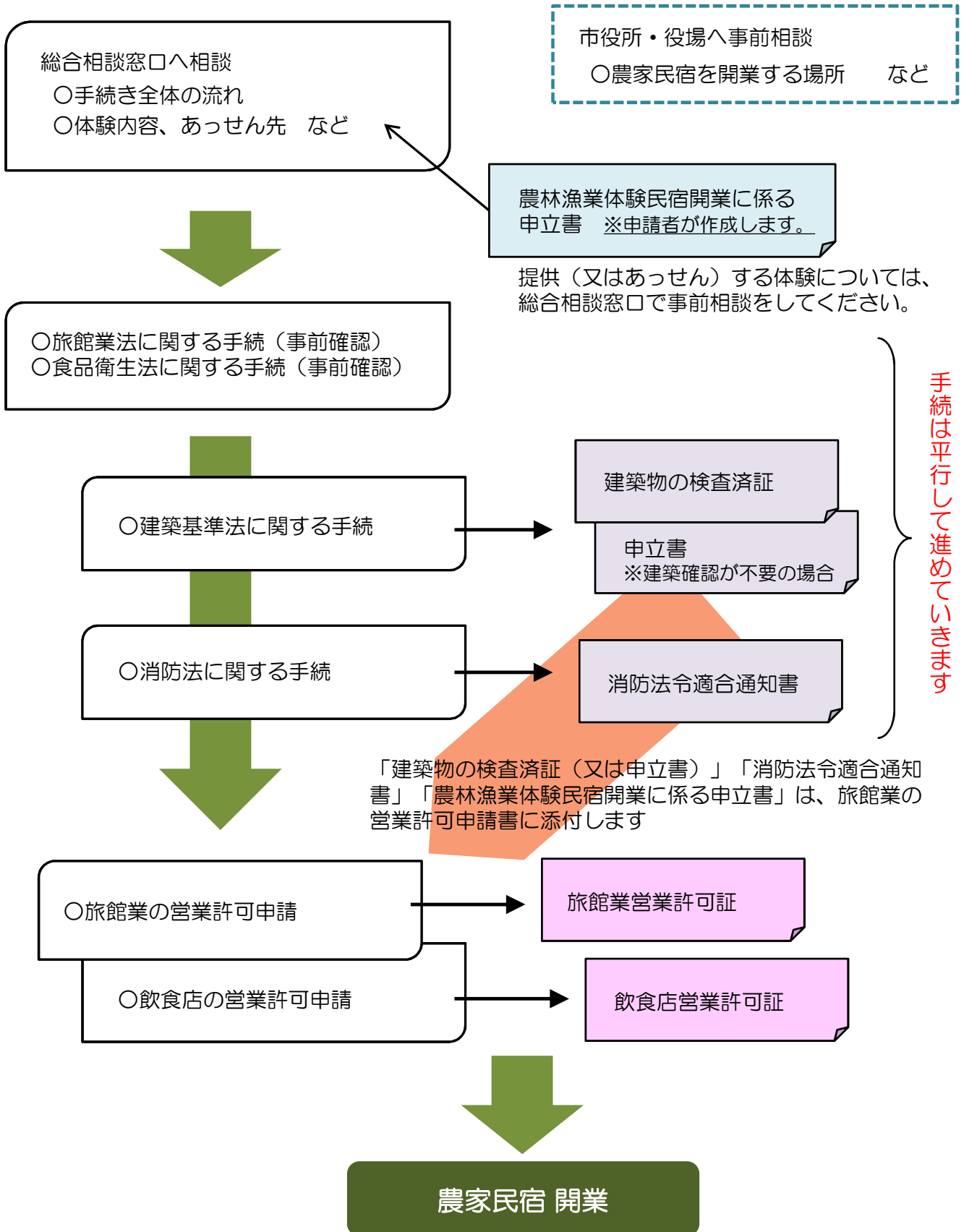
その際、お住まいの地域を管轄する総合相談窓口（12ページ）に、必ずご相談ください。開業までの流れや窓口紹介など全体的な説明と合わせ、提供する農林漁業体験について確認させていただきます。

なお、本県では、それぞれの地域の実情に応じ、お住まいの市町村から「農林漁業者であるかどうか」「体験の提供が可能かどうか」の意見をいただいております。

提供（又はあっせん）する農林漁業体験については、管轄の「総合相談窓口」へ必ず事前相談してください。

【3 開業手続の流れ（全体）】

※一般的な流れですので、詳しくは各窓口（12ページ参照）
でご相談ください。



【4 開業手続の流れ（個別）】

① 開業計画、経営・資金計画などの整理

- ・まずは家族で、しっかりと話し合いをしましょう。
- ・実際に農家民宿に宿泊し、体験談を聞いてみましょう。
- ・どんな営業スタイル、サービス内容にするか考えましょう。

通年型	1年を通して営業
季節型	農閑期など特定の時期のみ営業
週末型	土日祝日のみ営業

素泊まり	○自炊設備の準備、近隣の飲食店との提携なども考えましょう
朝食のみ	○農家民宿では、自家食材や地元の旬の食を求めるお客様が多いようです
朝夕食つき	○一緒に郷土料理を作る体験なども好評です

② 相談に行く準備をしましょう

- 農家民宿を開業したい建物の各階ごとの平面図
 - 建物の付近の様子が分かる図面
 - 建物の全景や各部屋の様子が分かる写真
- 「どんな農家民宿になるのか」を、本書のチェックシート（14ページ）などを利用し、整理しておきます。

③ 「農家民宿」の総合相談窓口へ（12ページ参照）

- ・総合相談窓口では、開業までの流れや各手続の概要を説明します。また、個別の相談先についてもご紹介します。
- ・提供（又はあっせん）する体験について、「農林漁業体験民宿開業に係る申立書」に基づいてお話を伺います。
- ・地域の農業者や体験受入施設などと連携できるよう、必要に応じてご紹介します。



④ 営業許可について相談（県地域振興局健康福祉（環境）部（保健所）、新潟市保健所）

※旅館・飲食店の営業許可申請は必要書類が揃ってから行いますが、設備の設置状況によっては基準に合った改装が必要となりますので、必ず事前に相談してください。

●旅館の営業について

- ・施設の所在地が「居宅」であることを確認します。

営業許可申請書と一緒に提出する「農林漁業体験民宿開業に係る申立書」と添付された住民票で、農家民宿の所在地が「居宅」であることを確認します。

- ・建物の平面図、写真などを元に、必要な設備や基準を確認します。

客室延有効面積（注2）が50㎡以下の場合、施設基準が一部緩和されます。下記は一例です。

- ロビー、玄関帳場が不要
- 男女で区分したトイレが不要
- 和室と和室、和室と廊下との間はふすまなどでも構わない。
- 和室は施錠できなくても構わない。

『高床式住宅を農家民宿にできるの…？』

- ・高床部分の階高が1.5m以上
 - ・高床部分を車庫や資材置き場等に使用している
- のいずれかの場合、高床部分を1階とみなし、高床式住宅とされます。

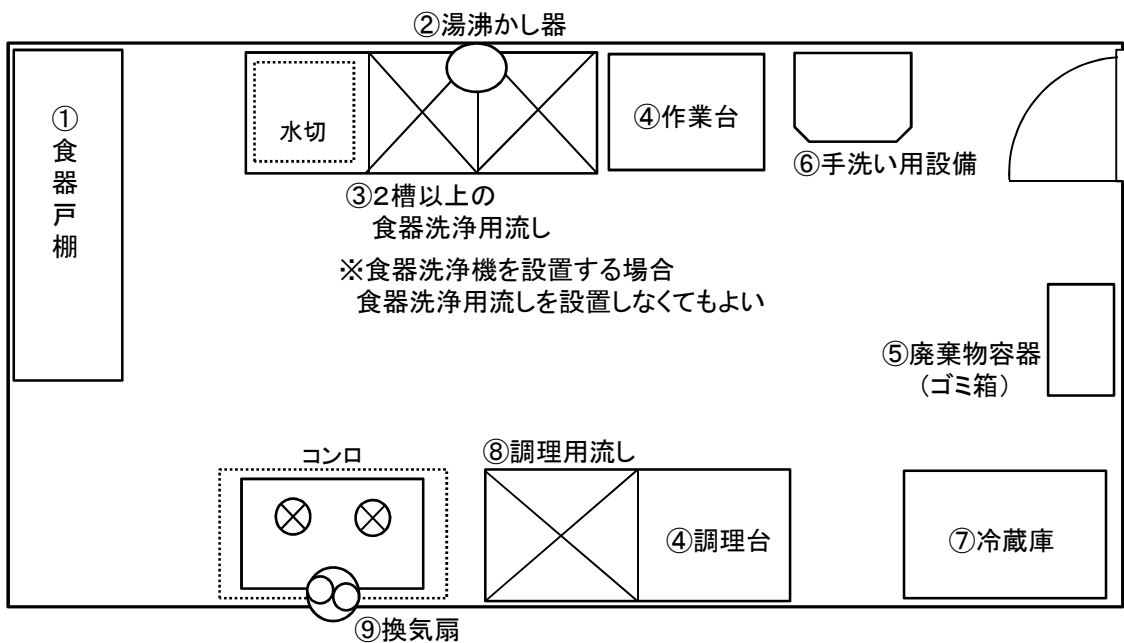
高床式住宅に該当すると、3階（通常住宅の2階）以上に客室など旅館用途部分を設ける場合、建物全体を耐火建築物にしなければなりません。

ただし、客室延床面積が33㎡未満で、客室から外部に容易に避難できるなど避難上支障なければ、通常住宅と同様「旅館」に該当せず、建物を耐火建築物にする必要はありません。

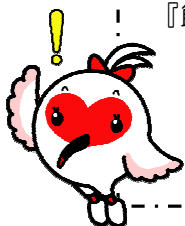


●飲食店の営業について

- ・食事を提供する場合、旅館営業許可とは別に飲食店営業許可が必要になります。（素泊まり型などでは必要ありません。）
- ・建物の平面図、写真などを元に、必要な設備や基準を確認します。
- ・「食品衛生責任者（注3）」を従事者の中から1人選任します。
- ・区画された調理室が必要です。家庭用台所と兼用する場合、台所内で家族の食事や洗面などができなくなります。
- ・水道水以外を使用する場合、定期的な水質検査と殺菌装置の設置が必要です。
- ・調理室に必要な設備は、下図①～⑨になります。



- ① 食器戸棚（使用する食器類を全部収納できる容量があること。）
- ③ 2槽以上の食器洗浄用流し（必要に応じ、水切り設備があること。）
- ⑤ ゴミ箱（ふた付きであること。）
- ⑥ 手洗い用設備（奥行32cm×幅40cm以上の大きさの槽を設置すること。洗剤及び消毒剤を供給する装置を固定すること。）
- ⑦ 冷蔵庫（隔測温度計を設置すること。）



『飲食店の営業許可を得るのは、なかなか大変…？』

食中毒などの危険があるため、旅館業許可に比べて必要な設備が多くなります。調理用シンク以外に食器を洗うシンクが必要だったり、手洗い用流しが必要だったり。そのため、民宿部分はそのままで許可されても、台所は何らかの改装が必要となる場合がほとんどです。



⑤ 建築物について相談（県地域振興局地域整備部、市町村建築担当課）

- ・ 建築基準法上の「旅館」に該当するかの確認

下記を全て満たした場合、建築基準法上、「旅館」ではなく「住宅」として扱われます。

- ◆住宅の一部を農家民宿として利用
- ◆客室延床面積（注4）が33㎡未満
- ◆各客室から直接外部に容易に避難できるなど避難上支障ない

※建築基準法上の「旅館」に該当する場合、その基準に適合するよう措置しなければなりません。

※建築基準法上の「兼用住宅」と判断された場合、『担当部局の確認の結果、建築確認が不要な施設である』旨の申立書（様式不問）を旅館業許可申請書に添付します。



⑥ 消防設備等について相談（管轄の消防本部、消防署）

- ・ 住宅用火災警報器の設置確認
- ・ 消防法上の「旅館」に該当するかの確認

農家民宿部分の延床面積（注5）が50㎡以下、かつ住宅部分の延床面積よりも小さい場合は、消防法上の「一般住宅」に該当し、規制対象外となります。

管轄の消防署長・消防長が認めれば、「誘導灯」「誘導標識」「消防機関へ通報する火災報知設備」は設置不要です。

※消防法上の「旅館」に該当する場合、その基準に適合するよう措置しなければなりません。



⑦ 営業許可の申請（県地域振興局健康福祉（環境）部（保健所）、新潟市保健所）

- ・食事を提供する場合は、飲食店業許可申請書も併せて提出します。
- ・検査希望日の1～2週間前には、申請書を提出してください。
- ・保健所職員が施設検査を行い、基準に適合していれば営業許可となります。

	旅館営業許可申請	飲食店営業許可申請
手数料 （新潟県収入証紙）	22,000円	16,000円
申請書に 添付する書類	（共通） 各階ごとの平面図、周辺地図	
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の検査済証（又は申立書） ・消防法令適合通知書 ・農林漁業体験民宿開業に係る申立書 ・水質検査成績書（水道水以外の場合） 	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生責任者設置届出書 ・厨房設備の詳細図

注 営業許可を取得した後、基準に該当しなくなったことが認められる場合には許可の取消・停止などもあります。

その他の関係法

施設及び設備にかかるもの

- 浄化槽法（市町村）
浄化槽の設置、廃止や規模を変更する場合は、事前に届出が必要となります。
- 下水道法（市町村）
下水道に接続する場合は、事前に届出が必要となります。
- 水質汚濁防止法（新潟市、長岡市、上越市、県環境センター（その他市町村））
厨房施設、洗濯施設、入浴施設などを設置しようとする場合は、一部を除き、事前に届出が必要となります。

開業場所にかかるもの ※現在お住まいの住居を利用する場合、ほとんど必要ありません

- 農地法（県地域振興局農林（農業）振興部、又は市町村農業委員会）
現在「農地」である場所に農家民宿を開業したり、駐車場としたりする場合は、農地法に基づく手続きが必要です。
- 農業振興地域の整備に関する法律（通称：農振法）（市町村）
農用地区域内で宅地の造成、建物の新築・増改築など行う場合は、農振法に基づく手続きが必要です。
- 都市計画法（市町村）
建物の建築で土地の区画形質の変更を伴う場合、開業場所によっては、都市計画法に基づく開発許可が必要です。

【5 必要手続チェック表】

相談項目	チェック欄		法律上必要な手続
農家民宿 (農林漁業 体験民宿) の営業に ついて	旅 館 業 法	次の全ての項目に該当する場合、規制緩和が適用 されます。 <input type="checkbox"/> 申請者の居宅を利用 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験を提供（又はあっせん） <input type="checkbox"/> 客室延有効面積（注2）が50㎡以下	●旅館業許可の申請
飲食店の 営業につ いて	食 品 衛 生 法	<input type="checkbox"/> 食事を提供する	●食品営業許可の申請
		<input type="checkbox"/> 食事を提供しない	—
建築物に ついて	(1) 次の全ての項目に該当する場合 ⇒「住宅」扱い <input type="checkbox"/> 住宅と併用 <input type="checkbox"/> 農林漁業体験を提供、またはあっせん <input type="checkbox"/> 客室延床面積（注4）が33㎡未満 <input type="checkbox"/> 各居室から直接外部に容易に避難できるなど、 避難上支障がない		—
	上記（1）に該当しない場合 ⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 民宿用途部分の床面積（注6）が100㎡未満		●建築基準法上の措置
	上記（1）に該当しない場合 ⇒「旅館」扱い <input type="checkbox"/> 民宿用途部分の床面積が100㎡以上		●建築確認申請 （用途変更） ●建築基準法上の措置
防火安全 について	(1) 次の全ての項目に該当する場合 ⇒「一般住宅」扱い <input type="checkbox"/> 一般住宅と併用 <input type="checkbox"/> 民宿部分の延床面積が一般住宅部分より小さい <input type="checkbox"/> 民宿部分の延床面積（注5）が50㎡以下		—
	上記（1）に該当しない場合 ⇒「旅館」扱い		●消防法令適合通知書等 の交付申請 ●消防法上の措置

【6 その他】

(1) 登録制度

●全国： 登録農林漁業体験民宿（田舎体験の宿）

国の定める登録機関に登録すると、農林水産大臣の承認を得た「農林漁業体験民宿（田舎体験の宿）」として、公認の看板を掲示できます。（登録有料）



登録先／一般財団法人 都市農山漁村交流活性化機構（まちむら交流きこう）

TEL 03-4335-1981(代表) <http://www.kouryu.or.jp/>

登録先／株式会社 百戦錬磨

TEL 03-6206-9176 <http://www.hyakuren.org/gt/>

それぞれ、ホームページでのPR、セミナー等の開催や各種相談などを実施していますのでご利用ください。

●県内： 新潟県ふるさと民宿連絡協議会

新潟県内で農林漁業体験民宿業を営む方が任意加入しています。県内で研修会なども開催しています。（登録無料）

問合先／にいがたグリーン・ツーリズムセンター

TEL 025-285-8462 <http://green2rhythm.jp/>

(2) 保険制度

宿泊中のケガや食中毒、貴重品の紛失など宿泊客に対する補償、火災や災害による損害など万が一のリスクに対処するため、必要に応じて保険の加入を検討してください。

○宿泊施設	： 旅館賠償責任保険
○体験指導	： 指導者賠償責任保険
○旅行者の傷害・損害賠償	： 国内旅行傷害
○自家用車の使用	： 自動車保険

民間保険会社や共済などの保険のほか、（一財）都市農山漁村交流活性化機構の「グリーン・ツーリズム総合補償制度」、（公社）日本食品衛生協会の保険などもあります。

(3) 用語説明

(注1) 客室延床面積（旅館業法）

客室から、造り付け収納（押入・納戸等）や床の間を除いた面積を合計。
面積は、内のみで計測。

(注2) 客室延有効面積（旅館業法）

旅館業法上の客室延床面積から、客の睡眠や休憩等に供されていない部分（客室専用の浴室、トイレ、踏み込み等）を除いた面積。

(注3) 食品衛生責任者

食事を提供する場合、食品衛生の管理運営を行う食品衛生責任者を設置することが義務づけられている。

食品衛生責任者養成講習（県内では月1回程度開催）を受講することで資格取得可能。調理師、栄養士等の有資格者は受講不要。

(注4) 客室延床面積（建築基準法）

客室から、造り付け収納（押入・納戸等）や床の間を除いた面積を合計。
面積は、壁芯（壁の中心から中心）で計測。

(注5) 民宿部分の延床面積（消防法）

建築基準法上の延床面積で算定。

民宿部分（客室等）に、一般住宅部分と共用する部分（玄関、廊下、トイレ、台所等）の床面積を、各々の専用部分の床面積で按分したものを加えた合計。

(注6) 民宿用途部分の床面積（建築基準法）

建築基準法上の客室延床面積に加え、居住用との共用部分（玄関、風呂、トイレ、廊下など）を加えたもの。面積は、壁芯で計測。

【7 相談窓口一覧】

お住まいの市町村	総合相談窓口	旅館業法・食品衛生法	建築基準法	消防法
村上市 関川村 粟島浦村	村上地域振興局 農林振興部企画振興課 0254-52-7929	村上地域振興局 健康福祉部衛生環境課 0254-53-8371	新発田地域振興局 地域整備部建築課 0254-26-9199	村上市消防本部 0254-53-0119
新発田市 阿賀野市 聖籠町 胎内市	新発田地域振興局 農業振興部農業企画課 0254-26-9147	新発田地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0254-26-9137	新発田市役所建築課 0254-26-3557 新発田地域振興局 地域整備部建築課 0254-26-9199	新発田地域広域事務組合消防本部 0254-22-1119 阿賀野市消防本部 0250-62-2058 新発田地域広域事務組合消防本部 0254-22-1119
阿賀町 五泉市	新潟地域振興局 農林振興部農業企画課 0250-24-9620	新潟地域振興局 健康福祉部衛生環境課 0250-22-5175	新潟地域振興局 地域整備部建築課 025-231-8314	阿賀町消防本部 0254-92-0119 五泉市消防本部 0250-42-0119
新潟市(西区・西蒲区) 新潟市(上記以外)	新潟地域振興局 巻農業振興部企画振興課 0256-72-0944 新潟地域振興局 農林振興部農業企画課 0250-24-9620	新潟市保健所 (旅館)環境衛生課 025-212-8266 (食品)食の安全推進課 025-212-8226	新潟市役所 建築行政課 025-226-2837	新潟市消防局 025-288-3231
燕市 弥彦村 三条市 加茂市 田上町	三条地域振興局 農業振興部企画振興課 0256-36-2256	三条地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0256-36-2366	三条地域振興局 地域整備部建築課 0256-36-2319 三条市役所建築課 0256-34-5511(代) 三条地域振興局 地域整備部建築課 0256-36-2319	燕・弥彦総合事務組合消防本部 0256-92-1119 三条市消防本部 0256-34-1111 加茂地域消防本部 0256-52-1770
見附市 小千谷市 出雲崎町 長岡市	長岡地域振興局 農林振興部農業企画課 0258-38-2551	長岡地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0258-33-4936	長岡地域振興局 地域整備部建築課 0258-38-2625 長岡市役所都市開発課 0258-39-2226	見附市消防本部 0258-62-0555 小千谷市消防本部 0258-81-0119 柏崎市消防本部 0257-24-1500 長岡市消防本部 0258-36-0119
柏崎市 刈羽村	柏崎地域振興局 農業振興部企画振興課 0257-21-6251	柏崎地域振興局 健康福祉部衛生環境課 0257-22-4180	柏崎市役所建築住宅課 0257-21-2290 長岡地域振興局 地域整備部建築課 0258-38-2625	柏崎市消防本部 0257-24-1500
魚沼市 湯沢町 南魚沼市 津南町 十日町市	魚沼地域振興局 農業振興部企画振興課 025-792-1309 南魚沼地域振興局 農林振興部企画振興課 025-772-3918 十日町地域振興局 農業振興部企画振興課 025-757-5518	魚沼地域振興局 健康福祉部衛生環境課 025-792-8619 南魚沼地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 025-772-8143 十日町地域振興局 健康福祉部衛生環境課 025-757-2707	南魚沼地域振興局 地域整備部建築課 025-772-3958	魚沼市消防本部 025-793-0119 南魚沼市消防本部 025-782-9119 十日町地域消防本部 025-757-0119
上越市 妙高市 糸魚川市 佐渡市	上越地域振興局 農林振興部農業企画課 025-526-9404 糸魚川地域振興局 農林振興部企画振興課 025-553-1905 佐渡地域振興局 農林水産振興部農業企画課 0259-63-3185	上越地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 025-524-6135 糸魚川地域振興局 健康福祉部衛生環境課 025-553-1938 佐渡地域振興局 健康福祉環境部生活衛生課 0259-74-3399	上越市役所建築住宅課 025-526-5111(代) 上越地域振興局 地域整備部建築課 025-526-9529 佐渡地域振興局 地域整備部建築課 0259-74-3339	上越地域消防事務組合消防本部 025-525-1199 糸魚川市消防本部 025-552-0119 佐渡市消防本部 0259-51-0119

【8 農家民宿に適用される規制緩和一覧】

関係法	規制緩和・通知など	
旅館業法	県	個人がその居宅で、「農林漁業体験を提供する」民宿を営む場合で、客室延有効面積が50㎡以下の場合、基準が緩和されます。 ○ロビー、玄関帳場が不要 ○トイレは1つあればよく、男女別や便器何個以上といった制限なし ○客室や廊下の間は襖でもよく、和室の場合は施錠できなくても可
食品衛生法	県	通常は専用の調理室が必要ですが、農家民宿の場合、一定の要件を満たせば家庭用台所との兼用が認められています。（ただし、ダイニングキッチンや洗面所として使用している場合は兼用不可）
建築基準法	全	住宅の一部を農家民宿として利用、客室延床面積が33㎡未満であり、避難上支障がないと認められた場合は、建築基準法の「旅館」に該当しないものとして取り扱われます。
消防法	全	農家民宿部分の延床面積が50㎡以下で、住宅部分の延床面積よりも小さい場合は、消防法上の「一般住宅」に該当し、規制対象外となります。 管轄の消防署長又は消防長が認めれば、「誘導灯」「誘導標識」「消防機関へ通報する火災報知設備」は設置不要となります。
道路運送法	全	農家民宿が宿泊サービスの一環として行う送迎は、許可を必要としません。
旅行業法	全	農家民宿が、宿泊とセットで農林漁業体験を販売・広告する場合は許可を必要としません。
農地法	全	農業生産法人が行う業務として、民宿経営等が認められています。
酒税法	特	農家民宿等が自ら生産した米を原料とした濁酒、果実等を原料とした果実酒を製造する場合、特区内においてのみ最低製造数量（6KL）以下でも免許取得が可能です。 ※現在、県内に果実酒特区はありません
	全	農家民宿等では、一定の要件の下、自家製梅酒等の提供が酒類の製造免許なしで可能です。
農村休暇法	全	一般の宿泊施設が地域の農林漁業者等と連携して農林漁業体験サービスを提供する場合も、農林漁業体験民宿として登録可能です。

適用範囲／全：全国 県：新潟県独自 特：構造改革特区

農林漁業体験民宿開業に係る申立書

保健所長 様

住所

氏名

※署名又は記名押印

電話番号 () -

下記について申し立てます。

記

1 施設の所在地について

施設 (所在地)

は、申立者本人の居宅であることに間違いありません。

■ 申立者本人の住民票（マイナンバーの記載は不要）を添付してください。

2 提供する役務について

以下の役務を提供又はあっせんします。

種類	具体的内容	区分	あっせん先
	(提供時期:)	提供 あっせん	
あっせん 承諾欄	役務のあっせん先となることを承諾します。 住所 (施設所在地): 氏名 (名称): ㊟		
	(提供時期:)	提供 あっせん	
あっせん 承諾欄	役務のあっせん先となることを承諾します。 住所 (施設所在地): 氏名 (名称): ㊟		

■ あっせん先との契約内容等を示す書類を添付してください。書類がない場合は、その理由書(様式不問)を添付してください。

※「種類」欄は裏面から選択すること。

※「区分」欄はどちらかに○を付けること。

※区分が「あっせん」の場合、あっせん先（農林漁業者、体験施設等）を記載し、あっせん先から承諾欄に署名又は記名押印をしてもらうこと。また、あっせん先が法人又は団体の場合、その名称及び代表者の氏名を記載のうえ代表者印を押印してもらうこと。

※欄が足りない場合は、本書をコピー等して記載すること。

農林漁業体験民宿開業に係る申立書 [裏面]

(1) 農業体験	
ア	農作業の体験の指導
イ	農産物の加工、調理体験の指導
ウ	地域の農業、農村生活や文化に関することを教える
エ	田畑やその農用地、その他の農業資源の案内
オ	農作業体験施設等の利用
(2) 林業体験	
ア	林業や林産物生産の指導
イ	林産物の加工、調理体験の指導
ウ	地域の林業、山村生活や文化に関することを教える
エ	森林の案内
オ	林業体験施設等の利用
(3) 漁業体験	
ア	漁業や水産動植物の養殖の体験の指導
イ	水産物の加工、調理体験の指導
ウ	地域の漁業、漁村生活や文化に関することを教える
エ	漁場の案内
オ	漁業体験施設等の利用